（準用規定）

第二十四条　第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条の規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送について準用する。

第四章　地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送

第一節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

（適用の範囲）

第二十五条　この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下この章において「マルチメディア放送」という。）のうちセグメント連結伝送方式によるもの（以下「セグメント連結伝送放送」という。）に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第二十六条　使用する周波数帯幅は、別表第二十一号に示すとおりとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（多重化）

第二十七条　符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか次の各号により伝送するものとする。

一　符号化信号は、パケットにより多重するものとする。

二　符号化信号は、任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示すＩＰパケット又はＩＰパケットを圧縮したもの（以下「ＩＰパケット等」という。）によるものとする。

三　ＩＰパケット等による情報は、別表第二十三号に示すＵＬＥパケットにより伝送する。

四　ＵＬＥパケットによる情報は、ＴＳパケットにより伝送する。

2　符号化信号のうちＴＳパケットにより伝送されるものの伝送制御は、第三条第二項に規定する伝送制御信号のほか、ＩＮＴ（放送番組番号を識別するサービス識別子とＩＰパケット等とを関連付ける伝送制御信号をいう。以下同じ。）により行うものとする。

3　前項に規定するＩＮＴの構成は、セクション形式によるものとする。

4　ＩＰパケット及びＵＬＥパケットの送出手順並びにＩＮＴの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（搬送波の変調等）

第二十八条　搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のＯＦＤＭセグメント（以下この節、別表第十五号、別表第二十四号及び別表第二十五号において「十三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム」という。）又は一セグメント形式のＯＦＤＭフレームと十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームを連結したもの（以下この節及び別表第二十五号において「連結したＯＦＤＭフレーム」という。）を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第二十四号に掲げる方程式によるものとする。

一　伝送主シンボル

二　ＴＭＣＣシンボル

三　ＳＰシンボル

四　ＣＰシンボル

五　ＡＣシンボル

2　ＯＦＤＭフレーム（十三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は連結したＯＦＤＭフレームをいう。）は、その変調波スペクトルが別表第二十五号に示す配置となるように構成するものとする。

3　別表第二十四号に示す有効シンボル期間長は、二五二マイクロ秒、五〇四マイクロ秒又は一、〇〇八マイクロ秒とする。

4　ガードインターバル比（別表第二十四号に示すガードインターバル期間長の有効シンボル期間長に対する比率をいう。）は、四分の一、八分の一、十六分の一又は三十二分の一とする。

（伝送主シンボル）

第二十九条　伝送主シンボルは、階層（十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームに含まれる十三個のＯＦＤＭセグメントを最大三個に区分したもの及び一セグメント形式のＯＦＤＭフレームを構成する一個のセグメントをいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

（映像信号の符号化）

第三十条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3　第四条第一項の規定はセグメント連結伝送放送には適用しない。

（映像信号等）

第三十一条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

（準用規定）

第三十二条　第十一条第二項、第六項及び第七項、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十二条の規定は、セグメント連結伝送放送について準用する。この場合において、第二十二条第二項及び第三項中「セグメント番号０」とあるのは「一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は十三セグメント形式のＯＦＤＭフレームのセグメント番号０」と読み替えるものとする。

第二節　二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの

（適用の範囲）

第三十三条　この節の規定は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（以下「選択帯域伝送放送」という。）に適用があるものとする。

（用語の意義）

第三十四条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　「ＴＤＭパイロット１信号」とは、スーパーフレーム同期のための同期信号をいう。

二　「ＴＤＭパイロット１シンボル」とは、ＴＤＭパイロット１信号から生成されるシンボルをいう。

三　「ＷＩＣ信号」とは、ネットワーク識別のための信号をいう。

四　「ＷＩＣシンボル」とは、ＷＩＣ信号から生成されるシンボルをいう。

五　「ＬＩＣ信号」とは、詳細なネットワーク識別のための信号をいう。

六　「ＬＩＣシンボル」とは、ＬＩＣ信号から生成されるシンボルをいう。